

# 令和4年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 募集概要（予定）

## 1 応募資格

地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた活動組織（3名以上）  
 下記の対象森林で活動組織と森林所有者とで利用協定を締結  
 市町村から活動の有効性が確認され、会費を徴収するなど財政的な  
 基盤があり、年1回以上現地で安全講習を計画している組織のみ採択



## 2 応募対象となる森林

森林経営計画（及び森林施業計画）の策定されていない森林  
 取組面積は0.1ha以上

## 3 対象活動

種類	活動内容
活動推進費(新規団体のみ)	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ (里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地植え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
※森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作成・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
※関係人口創出・維持活動タイプ	地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動に際し、地域住民に加え地域外関係者(関係人口)の参加を創出・維持するための活動を支援。
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

※森林機能強化タイプと関係人口創出・維持活動タイプの単独での実施はできません。

## 1 交付単価及び用途

・交付単価（最大）

種類	単価又は交付率
①活動推進費	11.25万円(初年度のみ)
②地域環境保全タイプ(里山林保全)	12万円/ha (最大)
③地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	28.5万円/ha (最大)
④森林資源利用タイプ	12万円/ha (最大)
⑤森林機能強化タイプ	800円/m (最大)
⑥関係人口創出・維持活動タイプ	5万円(最大)
⑦資機材・施設の整備	1/2以内、1/3以内

・交付額の上限 1活動組織当たり単年度300万円  
 予算により、上限額を調整させて頂く場合もございます。

・交付金の使途

区分	使 途
①から⑤	人件費、燃油代、傷害保険、車両リース等賃借料、ヘルメット手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品 (⑦に掲げるものを除く)、郵便料・電信電話・運搬費等の通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
⑥	上記の内傷害保険と消耗品は地域外関係者限って対象となり、その他は同じ
⑦ 1/2 以内	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな苗木、電気柵、土留め柵等資材、あずまや、資機材保管庫、移動式の簡易トイレ、携帯型GPS機器、設置費等
⑦	林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋

※パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です。



## 5 その他

・本交付金による活動は、活動計画（3年間）を策定後その計画にもとづいて実施します。  
 活動期間（3年間）が終了した活動組織が引き続き本交付金による活動を希望する場合は、対象森林を変更、または活動タイプを変更した上で活動を申請してください。